

議案第9号

阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和32年阿見町条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とを加える。

第2条 阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

第6条第2項中「種類」を「種目」に改め、同条第3項中「内国旅行の車賃、宿泊料及び食卓料については別表第2に掲げる額とし、その他の旅費については一般職の職員で7級の職にあるものの例による」を「阿見町職員の旅費に関する条例(昭和32年阿見町条例第70号)第15条の規定は、特別職の職員の運賃について準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「であって、著しく長時間にわたる移動として町規則で定めるものをするとき、最下級の直近上位の級」とあるのは、「は、最上級(運

賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するときにあつては最上級の直近下位の級)」と読み替えるものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 4 前項以外の旅費の額は、一般職の例による。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の支給日の特例)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正後の条例の規定により支給する期末手当(改正前の条例の規定により支給した額と改正後の条例の規定により支給する額との差額に限る。)を支給する日については、阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和8年阿見町条例第 号)の規定による改正後の阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の適用をうける職員の例による。

(町規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第71号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の<u>種類</u>は、一般職の職員の旅費の<u>種類</u>の例による。</p> <p>3 旅費の額は、<u>内国旅行の車賃、宿泊料及び食卓料については別表第2に掲げる額とし、その他の旅費については一般職</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の<u>種目</u>は、一般職の職員の旅費の<u>種目</u>の例による。</p> <p>3 旅費の額は、<u>阿見町職員の旅費に関する条例（昭和32年阿見町条例第70号）第15条の規定は、特別職の職員の運賃に</u></p>	

改正前	改正後	備考																	
<p>の職員で7級の職にあるものの例による。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(新設)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 716 954 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>40円</td> <td>14,800円</td> <td>13,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長 教育長</td> <td>40円</td> <td>13,100円</td> <td>11,800円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の備考にいう甲地方の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。</p>	区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	甲地方	乙地方	町長	40円	14,800円	13,300円	3,000円	副町長 教育長	40円	13,100円	11,800円	2,600円	<p>ついて準用する。この場合において、同条第2項中「であって、著しく長時間にわたる移動として町規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級」とあるのは、「は、最上級(運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するときにあつては最上級の直近下位の級)」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項以外の旅費の額は、一般職の例による。</p> <p>別表第2 削除</p>	
区分			車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)													
	甲地方	乙地方																	
町長	40円	14,800円	13,300円	3,000円															
副町長 教育長	40円	13,100円	11,800円	2,600円															

阿見町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての概要

第1条

本則

(1) 第4条

期末手当の基本支給率

	6月	12月
特別職	1.725	1.725



	6月	12月
特別職	1.725	<u>1.775</u>

第2条

本則

(1) 第4条

期末手当の基本支給率

	6月	12月
特別職	1.725	1.775



	6月	12月
特別職	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>

(2) 第6条第3項

宿泊料の定額化を廃止し、航空賃以外の旅費の額は一般職の例とする。

航空賃は、外国旅行であって長時間移動の場合において、一般職とは別に定める。

一般職：最下級の直近上位

特別職：最上級（運賃の等級が3以上に区分された場合は、最上級の直近下位の級）

改正附則

第1条（施行期日等）

第1項 第1条の規定は、公布の日から施行、ただし第2条の規定は令和8年4月1日から施行

第2項 第1条の規定は、令和7年4月1日から適用

第2条（給与の内払）

第1項 改正前の給与は、改正後の給与の内払とみなす

第3条（期末手当の支給日の特例）

第1項 改正前と改正後の期末手当の差額は、規定にかかわらず別に定める日に支給する

第5条（町規則への委任）

第1項 その他必要な事項は、規則へ委任する